

NPO法人のみなさまへ

NPO法人「認定」・「条例指定」 制度説明会を開催します

「条例指定」って
社員（正会員）の会費も
PST基準の算定根拠に
できるんだ！

「条例指定」を受けると「認定」
を受けやすくなるんだって！



「認定」「条例指定」制度を活用しよう！

川崎市では、一定の基準を満たしたNPO法人への寄附者に対して多様な税制上の優遇措置が受けられる「認定」制度や、各自治体の条例で指定する「条例指定」制度の申請を受け付けています。

制度の概要や手続きについて、これから認定や条例指定を受けることを検討しているNPO法人を対象とした説明会を開催します。是非ご参加ください！

平成31年 **3月8日**（金）
@中原区役所

事前
申込

先着順

日時	会場	定員等
平成31年3月8日（金） 午後6時～午後8時	中原区役所 5階 505会議室	<u>30名</u>

- ★ 申込受付は平成31年2月8日（金）から開始します。
- ★ 窓口、電話、FAXまたは市ホームページのメールフォームからお申し込みください。（FAXの場合は、裏面の申込用紙をご利用ください。）
- ★ 会場への案内は裏面をご覧ください。
- ★ 参加にあたって配慮が必要な方は、お申し込みの上、平成31年2月20日（水）までに別途ご連絡をお願いいたします。

申込・問合せ

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 7階
電話： 044-200-2341 / FAX： 044-200-3800
ホームページアドレス（説明会案内ページ）：
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000086428.html>

協

力

公益財団法人 かわさき市民活動センター

3/8 (金) NPO法人認定・条例指定制度説明会申込 FAX 044-200-3800

法人名	特定非営利活動法人(NPO法人)	
ふりがな氏名		参加人数 人
連絡先	電話	FAX
	E-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、説明会の開催・運営以外には利用しません。

◆「認定・条例指定制度」とは？

【認定制度】

一定の基準を満たして認定又は特例認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。

【認定のメリット】

- 1 認定NPO法人への寄附が、所得税と個人住民税の寄附金控除対象となるため、市民からの寄附促進につながります（最大で、所得税 40%、県民税 2%、市民税 8%、計 50%の税額控除）
- 2 株式会社等の法人が認定NPO法人に寄付した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます。
- 3 その他、相続税の控除や、NPO法人自身の法人税の優遇措置もあります（特例認定を除く。）。

【条例指定制度】

個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することによりその法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。

【条例指定のメリット】

- 1 条例指定を受けたNPO法人への寄附が、個人住民税の寄附金控除対象となるため、市民からの寄附促進につながります（川崎市の指定を受けると、市民税 8%の税額控除）。
- 2 多様な税の優遇が受けられる「認定NPO法人」になるための基準の一つ PST 基準（パブリック・サポート・テスト）が免除され、認定NPO法人になりやすくなります。



少しでも、認定・条例指定に興味を持っている法人さんは是非説明会に参加してね☆

会場案内

※説明会用駐車場はありません。公共の交通機関の利用にご協力をお願いします。

中原区役所 5階505会議室

(川崎市中原区小杉町 3-245)

電話：044-744-3113 (代表)

【交通機関】

◆JR 南武線・横須賀線

「武蔵小杉駅」北改札（南武線口）から徒歩 5 分

◆東急東横線・目黒線

「武蔵小杉駅」正面口から徒歩 5 分

◆東急バス 川 31・川 33・川 34

「中原区役所前」下車徒歩 1 分

